**○東北地方整備局告示第八十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日　　東北地方整備局長　岡田　光彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 福島県双葉郡楢葉町大字井出字木屋下二七番五から同町大字井出字萩平七六番二まで | 前 | 九・七〇～一一・八〇 | 九・七〇メートル |
| | 後 | 一一・八〇～一二・五〇 | 〇・〇六八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

**○関東地方整備局告示第二百六十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十一日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二百三十号線

三　事業施行期間　自平成二十一年七月二十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都練馬区大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目及び土支田三丁目地内

使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第百十三号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年七月二十一日

近畿地方整備局長　木下　誠也

(1)　登録年月日　平成二十一年七月八日

(2)　登録番号　近畿地方整備局長　6

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人神戸市防災安全公社

(4)　住所　兵庫県神戸市中央区栄町通七丁目一番六号

(5)　代表者の氏名　長手　務

(6)　登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　兵庫県神戸市中央区雲井通五丁目三番一号

(8)　法第十三条の評価員の氏名　中岡　光平、平井　勝彦、丸川　成平、高橋　博之、大西　徹、藤原　桂悟、中濱　孝次、亀井　直樹、福本　秀次、本村　正明、藤中　敬介、山下　享子、山田　芳朗、由良　治、松本　利明

(9)　役員の氏名　長手　務、鈴木　三郎、村井　宏志、原　仁美、松村　英洋、藤澤　福男、竹本　成徳、川島　龍一、祢木　和明、小野田敏行、見通　孝、平井　健二、山本　朋廣、桜井　誠一、伊藤　文平、小柴　善博、濱田　明

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　中岡　光平、（亀井　直樹）

(11)　評価の業務を行う区域　神戸市の全域

**○四国地方整備局告示第八十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日　　四国地方整備局長　木村　昌司

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

五十六号　伊予市米湊字山本三二九番一地先から同市米湊字安広七六二番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月二十一日

**○北海道開発局告示第八十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日　　北海道開発局長　鈴木　英一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道白糠郡白糠町茶路東一線一一〇番七から同町茶路東一線一一四番八まで | 前 | A 一四・五〇～二五・五〇 | 〇・三二八メートル |
| | 後 | A 一四・五〇～二五・五〇<br>B 一二・〇〇～二七・五〇 | 〇・三二八キロメートル |

備考　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

**○北海道開発局告示第八十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日　　北海道開発局長　鈴木　英一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百九十二号　北海道白糠郡白糠町茶路東一線一一〇番七から同町茶路東一線一一四番八まで　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年七月二十一日

**○沖縄総合事務局告示第一十九号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十一日　　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

第1　起業者の名称　沖縄県

第2　事業の種類　県道高野西里線改築工事（沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添細竹地内から同市平良字西里アラバ地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添細竹、同市平良字西里アラバ地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添地内から同市平良字西里地内までの延長2,900mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道高野西里線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。